		ш 7 10
処 分 名	フロン類回収業の登録の更新	
処分の概要	使用済自動車のフロン類回収業を行う者の登録の更新をする。	
根 拠 法 令 名	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)	
条 項	第53条第2項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2ヶ月
標準処理期間		計 2ヶ月

【根拠法令等】

判断基準

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第53条第2項 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第56条 都道府県知事は、フロン類回収業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第54条第1項第6号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 3 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 5 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

第51条 法第56条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- 2 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

